

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、砂防指定地内河川の郷川に架かる峠橋（県道吉名停車場線）が、日本国政府から排他的使用を認められ、かつ、独占的な使用権が設定されていることを記録した文書及び地方公共団体（国有地管理者）が、自ら（国有地管理者）の権利を活用して、たとえ排他的使用（独占的使用権の設定を含む）をする場合であっても、日本国政府からの許可が必要ないということであれば、当該根拠を記載している文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、峠橋が、日本国政府から排他的使用を認められ、かつ、独占的な使用権が設定されていることを記録した文書及び地方公共団体（国有地管理者）が、自ら（国有地管理者）の権利を活用して、たとえ排他的使用（独占的使用権の設定を含む）する場合であっても、日本国政府からの許可が必要ないということであれば、当該根拠を記載している文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張趣旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 砂防指定地内の郷川に架かる峠橋（県道吉名停車場線）が、日本国政府から排他的使用を認められ、かつ、独占的な使用権が設定されていることを記録した文書を故意に隠匿している疑義がある。

- (2) また、地方公共団体が、自ら（国有地管理者）の権利を活用して、たとえ排他的使用（独占的使用権の設定を含む）をする場合であっても、日本国政府からの許可が必要ないということであれば、当該根拠を記録している文書を併せて開示請求の対象としているが、当該文書も存在しないと回答するなど、一切の文書を隠匿している疑義がある。
- (3) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (4) 竹原支局による平成 15 年 12 月 10 日付け再弁明書（以下「再弁明書」という。）によれば、申請人からの橋梁設置申請は、国有地占用（行政財産上に排他的、独占的な使用権の設定）の許可申請を内容としたものであるとの記述がある。
- (5) このことからみても、私人に対しては「排他的使用」を理由に全くいわれのない必要不可欠性の有無を裁量権の濫用をもって問題とする一方で、自ら（広島県）にとっては、国有地の排他的使用に該当するか否かについて、日本国政府の判断（許可）を仰ぐ必要がないという絶大な裁量権があると主張しており、当該行政の手法に対して強く抗議する。
- (6) 砂防指定地内河川郷川（吉名町鉢平：指定地延長 2,003m）の砂防指定年月日が昭和 31 年 8 月 30 日であることは、県職員なら当然に把握していることであり、事実を仮想してまでも自らを正当化しようと画策する行政手法は容認できない。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

- 1 平成 16 年 1 月 5 日付けで異議申立人から開示請求があり、同年 1 月 21 日付け東広建竹第 311 号及び同日付け東広建竹第 312 号で本件処分を行ったが、この処分に対し同年 1 月 26 日付けで異議申立書が提出されたため、平成 16 年 3 月 8 日付け東広建竹第 490 号で貴審査会に諮問したものである。
- 2 「峠橋」とは、竹原市内の砂防河川「郷川」に架かる橋梁で、県道吉名停車場線の道路施設の一つであり、1954（昭和 29）年に建設されている。  
峠橋が所在する郷川は、昭和 45 年 11 月 27 日建設省告示第 1708 号により砂防指定地に指定され、指定以前は普通河川として竹原市が管理していたが、指定以後は砂防法（明治 30 年法律第 29 号。以下「法」という。）第 5 条の規定により県知事が砂防指定地を監視し砂防設備の管理等を行うことになった。
- 3 砂防河川に県道の橋梁を設置する場合、道路管理者である県知事（地域事務所長）から砂防指定地・砂防設備の管理者である県知事（地域事務所長）あてに広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年広島県条例第 47 号）第 3 条及び第 4 条の規定により砂防指定地内制限行為・砂防設備占用申請を行い同意を得る必要がある。
- 4 しかしながら、峠橋が建設された 1954 年当時、県道吉名停車場線の道路管理者は広島県であり普通河川の管理者は竹原市であった。  
その後、昭和 45 年に郷川が砂防指定地に指定され県が管理を行うようになった。
- 5 本件開示請求の対象となる行政文書のうち、「『峠橋』が、日本国政府から排他的使用を認められ、かつ、独占的な使用権が設定されていることを記録した文書」につい

ては、そもそも「峠橋」の占有許可とは、「日本国政府から排他的使用を認められ、かつ、独占的な使用権を設定されている」ものではなく、法第5条の規定に基づくものであって、異議申立人は、法令を誤認していることは明らかである。砂防河川に橋梁を設置することについて、日本国政府が排他的使用を認め、かつ、独占的な使用権を設定する制度は存在しないのであるから、そのことを記録した文書は存在しない。

6 次に、地方公共団体（国有地管理者）が、自ら（国有地管理者）の権利を活用して、たとえ排他的使用（独占的使用権の設定を含む）する場合であっても、日本国政府からの許可が必要ないということであれば、当該根拠を記載している文書の存否であるが、砂防河川はいうまでもなく国有地であり、法第2条により都道府県知事は砂防指定地の監視並びに砂防設備の管理・工事及び維持を行う義務を有している。

7 そのため、砂防管理者としての県知事が砂防河川において自ら砂防設備工事を行う場合には同条の規定により法上何らの許可も要しないが、他方、道路管理者としての地方公共団体が砂防河川に橋梁等の工作物を設置する場合には、広島県砂防指定地管理条例の規定により砂防管理者としての県知事の許可が必要である。

8 いずれにしても、砂防河川において地方公共団体が橋梁を設置する場合には、砂防管理者自ら行うか否かに関係なく、日本国政府の許可云々の問題は法令上存在しないのであるから、日本国政府からの許可が必要ないという根拠を記録した文書は存在しない。

以上のことから、条例第2条第2項に規定する行政文書として、異議申立人の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、砂防指定地内河川の郷川に架かる峠橋（県道吉名停車場線）が、日本国政府から排他的使用を認められ、かつ、独占的な使用権が設定されていることを記録した文書及び地方公共団体（国有地管理者）が、自ら（国有地管理者）の権利を活用して、たとえ排他的使用（独占的使用権の設定を含む）をする場合であっても、日本国政府からの許可が必要ないということであれば、当該根拠を記載している文書があり、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

### 2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、「砂防指定地内の郷川に架かる峠橋（県道吉名停車場線）が、日本国政府から排他的使用を認められ、かつ、独占的な使用権が設定されていることを記録した文書を故意に隠匿している疑義がある。また、地方公共団体が、自ら（国有地管理者）の権利を活用して、たとえ排他的使用（独占的使用権の設定を含む）をする場合であっても、日本国政府からの許可が必要ないということであれば、当該根拠を記録している文書を併せて開示請求の対象としているが、当該文書も存在しないと回答するなど、一切の文書を隠匿している疑義がある」と主張する。

これに対し、実施機関は、峠橋の占有許可とは、日本国政府から排他的使用を認め

られ、かつ、独占的な使用権を設定されているものではなく、法第5条の規定に基づくものであり、砂防河川に橋梁を設置することについて、日本国政府が排他的使用を認め、かつ、独占的な使用権を設定する制度は存在しないのであるから、そのことを記録した文書は存在しないと説明する。

当審査会において、砂防設備の占用に関する都道府県知事の権限について確認したところ、法第4条の規定で、国土交通大臣が指定した砂防指定地においては、都道府県知事は治水上砂防のため、一定の行為を禁止・制限できることとされており、また、法第5条の規定で、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した砂防指定地における砂防設備を管理し、その工事の施行と維持することが義務づけられているが、異議申立人が主張する内容に関しての規定は見当たらなかった。

以上のことから、砂防河川に橋梁を設置することについて、日本国政府が排他的使用を認め、かつ、独占的な使用権を設定する制度はなく、そのことを記録した文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点はない。

したがって、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

### **3 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 3. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 4. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 6. 20	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 7. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 9. 18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 10. 18 (平成 24 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授